

令和元年

第4回市議会定例会 議案第25号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第129条の2の3第1項第1号口に掲げる技術的基準（主要構造部である壁，柱，床，はりおよび屋根の軒裏の構造が同号口に規定する構造方法を用いるものまたは同号口の規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）」を「第112条第2項に規定する1時間準耐火基準」に改める。

第19条第2項中「第129条の2の4第3号」を「第129条の2の3第3号」に改める。

第39条第1項各号列記以外の部分中「以下」の後ろに「この節において」を加え，同項第1号中「いす席」を「椅子席」に改め，同項第2号中「長いす式」を「長椅子式」に，「いす席」を「椅子席」に改める。

第61条の4を第61条の5とし，第61条の3を第61条の4とし，第61条の2を第61条の3とし，第61条の次に次の1条を加える。

（建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する  
場合の制限の緩和）

第61条の2 建築物の用途を変更して法第87条の3第5項に規定する  
興行場等とする場合における当該興行場等について，市長が安全上，  
防火上および衛生上支障がないと認めて，当該建築物の興行場等とし  
ての使用を許可するときにおいては，第35条，第36条，第40条，  
第41条，第42条第2項および第3項，第44条，第46条，第47

条ならびに第60条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第87条の3第6項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について準用する。この場合において、前項中「ないと」とあるのは、「なく、かつ、公益上やむを得ないと」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する規定を整備し、および建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備等をするため